

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月16日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第22号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成17年総社市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織		職		組織		職	
略				略			
議会	事務局	局長	3種	議会	事務局	局長	3種
		<u>次長(高度の知識又は経験を有する次長の職務を行う者に限る。)</u>	3種			次長	4種
		<u>次長(高度の知識又は経験を有する次長の職務を行う者を除く。)</u>	4種				
選挙管理委員会	事務局	局長(高度の知識又は経験を有する局長の職務を行う者に限る。)	3種	選挙管理委員会	事務局	局長	4種
		<u>局長(高度の知識又は経験を有する次長の職務を行う者を除く。)</u>	4種				
監査委員	事務局	局長(高度の知識又は経験を有する局長の職務を行う者に限る。)	3種	監査委員	事務局	局長	4種
		<u>局長(高度の知識又は経験を有する次長の職務を行う者を除く。)</u>	4種				
農業委員会	事務局	局長(高度の知識又は経験を有す	3種	農業委員会	事務局		

改 正 後				改 正 前			
		る局長の職務を行う者に限る。)				局長	4 種
		局長(高度の知識又は経験を有する次長の職務を行う者を除く。)	4 種				
略				略			

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。